

ビル用マルチ 空調システムシリーズ

日本キヤリア

日本キヤリアホームページ
<https://www.toshiba-carrier.co.jp>



建築物省エネ性能の頭文字を略した言葉が定められており、新たに建築物を建設する場合は、このBEI基準値を達成しなければなりません。

建築物省エネ法とは、2050年のカーボンニュートラル達成のため、建築物の省エネルギー性能向上を義務付ける法律です。2025年4月から、全ての新築建築物で省エネ基準への適合が義務化され、設計段階から、建築物全体におけるエネルギー消費量を大きく削減する事が必須となりました。

空調が省エネ貢献!! 義務化されました BEI基準値の達成が

建築物省エネ法改正により

2025年4月以降

18号 令和7年10月17日(金)

全ての建築物に省エネ基準への適合が義務化。高効率設備の必要性が急上昇

〈2025年～2030年 BEI水準値の推移〉

2030年度の水準			2026年度の水準			現行の水準		
用途・規模		BEI水準	用途・規模		BEI水準	用途・規模		BEI水準
大規模 2,000㎡以上	工場 事務所 学校等	0.60※2	大規模 2,000㎡以上	工場等	0.75※1	大規模 2,000㎡以上	工場等	0.75※1
	病院 集会所 ホテル 百貨店 飲食店等	0.70※2		事務所 学校等 ホテル 百貨店等	0.80※1		事務所 学校等 ホテル 百貨店等	0.80※1
中規模 300㎡以上 2,000㎡未満	事務所 学校 工場等	0.60※2	中規模 300㎡以上 2,000㎡未満	病院 集会所 飲食店等	0.85※1	中規模 300㎡以上 2,000㎡未満	病院 集会所 飲食店等	0.85※1
	病院 集会所 ホテル 百貨店 飲食店等	0.70※2		工場等	0.75※1		1.00※1	
小規模 300㎡未満		0.80※2	小規模 300㎡未満		1.00※1	小規模 300㎡未満		1.00※1

今後、段階を経て BEI 水準は厳格化されていく見込

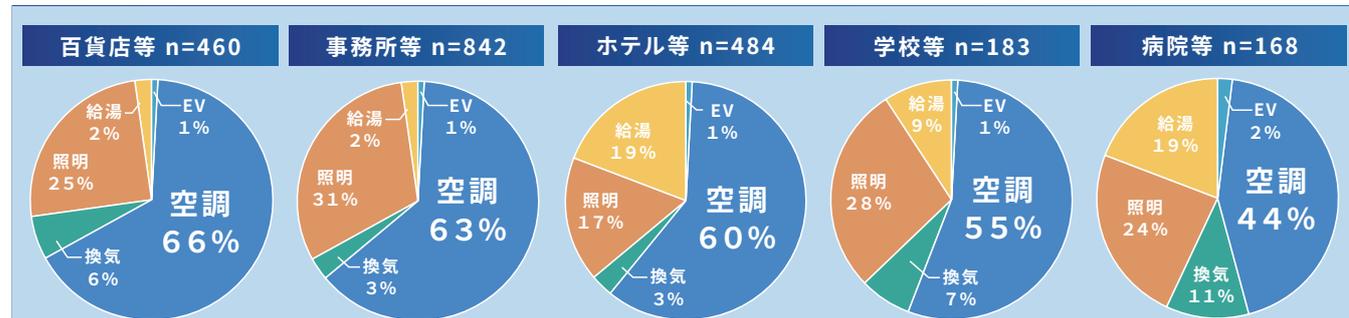
※1 太陽光発電設備によるエネルギー消費量の削減は見込まない ※2 事務機器等/家電等エネルギー消費量(通称:その他一次エネルギー消費量)は除く

BEI水準は段階的な厳格化が見込まれています。対象となる建築物は、従来は延べ床面積2,000平方メートル以上でしたが、2025年4月からは、延べ床面積2,000平方メートル以下の住宅および非住宅も含む、原則すべての新築建築物が対象となりました。

以前は省エネ基準の説明や事前届け出等で対応可能だった小規模建築物においても、今回の義務化により、設計段階からBEI値の達成を織り込む必要があります。設計者だけでなく、施工業者、建築主に至るまで、設計段階から省エネ基準を理解し、遵守していく必要があります。

Shiru 知得 Toku!

全用途で空調のエネルギー割合が多く、空調機・換気での省エネへの効果の期待が高い
空調機の割合が4割～7割を占めている用途もあり、省エネ性能が高い空調機にする事でより高い効果が出る



【出典:国土交通省】
※「事務所等」とは、事務所、官公署など。「ホテル等」とは、ホテル、旅館など。「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームなど。「百貨店等」とは、百貨店、マーケットなど(物販店舗等)。
※H30～R2年度の省エネ性能確保計画の提出実績(新築、6地域、モデル建物法、計算対象面積2,000㎡以上)より、設備別の基準一次エネルギー消費量を平均し、設備ごとの割合を算出。

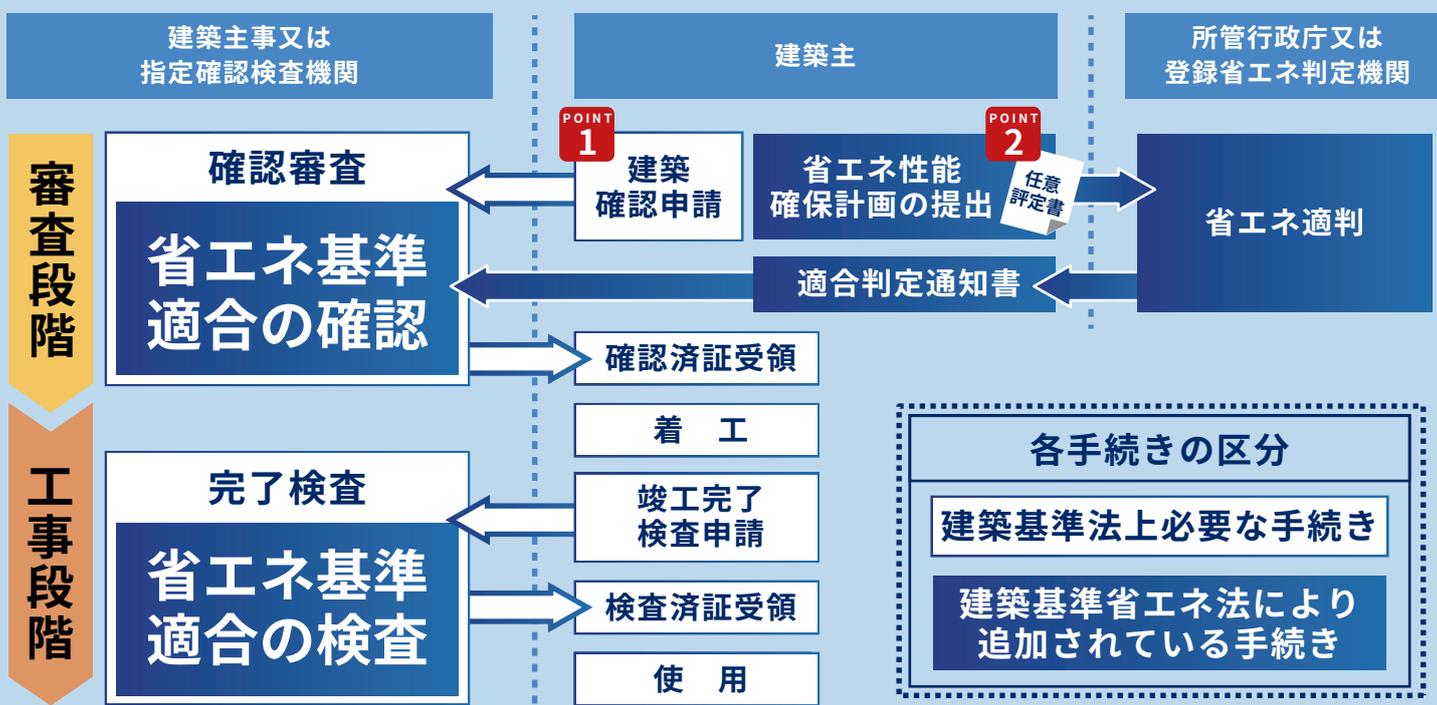
申請時のポイントとは? 裏面

重要知識

建築物省エネ法満たす為の注意すべきポイントとは？

新たに建物を建てる際の申請において重要なポイントは2つ

省エネ適合判定が必要な場合の手続き



POINT 2 注目ポイント

従来は建築確認申請から確認審査を受け、確認通知書が受領されれば建築着工が可能でしたが、省エネ適合性判定が必要な場合(非住宅で300㎡以上)は省エネ性能確保計画の提出・省エネ適判の審査が必要となります。

今回注目すべきポイントは、省エネ性能確保計画を作成する際に必要になる「任意評定書」に関する変更点です。任意評定書とは、建築物省エネ法の規定に沿った評価方法では評価が困難な建築物に対して、その省エネルギー性能が基準と同等以上であることを個別に評価・証明する制度です。

従来は物件ごとに任意評定が必要でしたが、今後は機種ごとに任意評定書の受領が可能になります。

POINT 1 注目ポイント

建築確認申請とは、建物を建てる前に、その計画が法律(建築基準法など)に適合しているか、第三者機関(建築確認検査機関や特定行政庁)に確認してもらったための申請です。申請が通ると「建築確認通知書」が発行され、その後、工事が完了すると「検査済証」が交付されて初めてその建物を使用できるようになります。なお、確認申請は小規模な改修であっても必要となる場合があります。そのため、物件ごとに都度確認が必要です。

これからは

PACの任意評定

機種ごとに任意評定の取得が可能

従来

従来の任意評定

物件ごとに任意評定が必要



~For the World We Share~

私たちが分かち合う世界のために

これからの新たな潮流となる、建築物の省エネ性能向上

日本キヤリアは業界をリードして、商品を通じて皆様の取り組みに貢献します

日本キヤリアでは、新ラインアップでの任意評定の取得を予定！乞うご期待ください

空調・換気のことなら日本キヤリアまで！

担当営業



日本キヤリア公式SNS展開中！！

Carrier 空調情報サイト

Carrier DIGITAL CATALOG

X

YouTube